

特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例(命令)

法令名称 (条例除く。)	条項	概要 ①誰が ②～の場合に ③誰に対し ④～することを義務づける。～する権利を制限する。
・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)	法第14条の2第3項	①都道府県知事 ②特定事業場又は貯油事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があり、必要な応急措置を講じていないと認めるとき ③当該特定事業場の設置者又は当該貯油事業場の設置者 ④応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
・水質汚濁防止法 ・水質汚濁防止法施行規則 (昭和46年総理府・通産省 令第2号)	法第14条の3 施行規則第9条の3	①都道府県知事 ②特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき ③当該特定事業場の設置者 ④その被害を防止するため必要な限度において、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。
・銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) ・指定射撃場の指定に関する内閣府令 (昭和37年総理府令第46号)	法第9条の2第2項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第14条(指定の解除)	①都道府県公安委員会 ②内閣府令で定める基準に適合しなくなった場合 ③指定射撃場 ④指定を解除することができる。
・消防法 (昭和23年法律第186号)	法第11条の5	① i) 消防本部・消防署がある市町村→市町村長 ii) 消防本部・消防署がない市町村→都道府県知事 iii) 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所→市長村長 iv) iii以外の移送取扱所→都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 ②危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるとき ③製造所、貯蔵所又は取扱所 ④基準に従うことを命ずることができる。
・消防法	法第12条第2項	① i) 消防本部・消防署がある市町村→市町村長 ii) 消防本部・消防署がない市町村→都道府県知事 iii) 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所→市長村長 iv) iii以外の移送取扱所→都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 ②位置構造及び設備の技術上の基準に違反していると認めるとき ③製造所、貯蔵所又は取扱所 ④基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
・消防法	法第12条の2	① i) 消防本部・消防署がある市町村→市町村長 ii) 消防本部・消防署がない市町村→都道府県知事 iii) 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所→市長村長 iv) iii以外の移送取扱所→都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 ②許可を受けずに構造変更した場合などに該当するとき ③製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 ④製造所、貯蔵所又は取扱所の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。
・消防法	法第12条の3	① i) 消防本部・消防署がある市町村→市町村長 ii) 消防本部・消防署がない市町村→都道府県知事 iii) 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所→市長村長 iv) iii以外の移送取扱所→都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 ②公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるとき ③製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 ④使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。
・消防法	法第16条の3第3項	① i) 消防本部・消防署がある市町村→市町村長 ii) 消防本部・消防署がない市町村→都道府県知事 iii) 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所→市長村長 iv) iii以外の移送取扱所→都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 ②危険物の流出その他の事故が発生したときの応急の措置を講じていないと認めるとき ③製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 ④引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずべきことを命ずる
・消防法	法第16条の6	① i) 消防本部・消防署がある市町村→市町村長 ii) 消防本部・消防署がない市町村→都道府県知事 iii) 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所→市長村長 iv) iii以外の移送取扱所→都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 ②10条第1項ただし書きの承認、又は11条第1項前段の許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取扱っている者がいるとき ③10条第1項ただし書きの承認、又は11条第1項前段の許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取扱っている者 ④当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例(命令)

法令名称 (条例除く。)	条項	概要 ①誰が ②～の場合に ③誰に対し ④～することを義務づける。～する権利を制限する。
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号) 	法第15条の3(回収等の命令)、 ※法第15条の2、施行令第40条	※(法第15条の2)毒物、劇物等は、廃棄について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。 (施行令第40条:政令で定める基準)中和等により、毒物、劇物等に該当しないものとする事等。それらにより難しい場合には、地下水を汚染するおそれがない地中に埋めることその他の方法で処理すること。 ①都道府県知事(保健所を設置する市区内の販売業の場合は市区長) ②毒物、劇物等の廃棄の方法が基準に適合せず、これを放置すれば保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき ③毒物劇物業者又は特定毒物研究者 ④当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) ・毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号) 	法第19条第1項(設備の基準適合命令)、第2項(登録の取り消し)	①厚生労働大臣(都道府県知事(保健所を設置する市区内の販売業の場合は市区長)) ②設備が基準に適合しなくなったとき ③毒物劇物製造業又は輸入業者(販売業者) ④基準に適合させるための必要な措置を命ずることができる。(第2項)措置を取らないときは登録を取り消さなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締法(昭和23年法律第82号) ・農薬取締法施行令(昭和46年政令第56号) ・都道府県で定める規則 	法第12条の2第2項 施行令第2条 都道府県で定める規則	①都道府県知事 ②水質汚濁性農薬の使用により、水産動物植物の被害が発生しその被害が著しいものになるおそれがあるとき、または当該農薬による公共水域の水質汚濁のより人畜に被害を生じるおそれがあるとき ③農薬使用者 ④規則をもって地域を限り、当該農薬の使用について許可を受けるべき旨を定めることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・鉱業法(昭和25年法律第289号) 	法第53条	①経済産業局長 ②鉱物の採掘が保健衛生上有害あり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じた場合等著しく公共の福祉に反するようになったと認めるとき ③鉱業権者 ④鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法(昭和24年法律第70号) 	法第34条	①経済産業大臣 ②鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認める場合、保安のため必要がある時 ③鉱業権者 ④その鉱業の停止を命ずることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) ・大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号) 	法第17条第3項	①都道府県知事 ②第十七条 第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき ③その事故に係るばい煙発生施設を設置している者又は特定物質を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者 ④その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・大気汚染防止法施行令 	法附則第10項 施行令附則第3項、第4項	①都道府県知事 ②指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるとき ③指定物質排出施設を設置している者 ④指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。